

報告第7号 専決処分の報告について  
(庁用車両による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて)

- 1 事故発生日時 令和7年12月13日(土)午後0時12分頃
- 2 事故発生場所 鈴鹿市三日市町地内  
(三日市中信号交差点西約50m市道)
- 3 市側 運転者 亀山消防署関分署 署員  
車種 救急車  
登録番号 鈴鹿830さ2014  
損害の程度 左リアフェンダーの破損
- 4 相手方 氏名 XXXXXXXXXX  
損害の程度 フロントバンパーの破損
- 5 事故の状況等 令和7年12月13日午後0時12分頃、鈴鹿市三日市町地内において、片側1車線の市道を緊急走行中、前方の相手方車両を追い抜くため反対車線を走行した際、相手方車両が反対車線に進入したため、相手方車両の右前部と接触し、これを破損させた。
- 6 市側損害額 89,650円
- 7 相手方損害額 290,300円(全損判断のため時価額)
- 8 過失割合 市側 10% 相手方 90%
- 9 市賠償額 29,030円  
(全国市有物件災害共済会から全額補填)